

植野妙実子『憲法の基本——人権・平和・男女共生——』

(学陽書房, 2000年)

佐藤 修一郎

Book review, Mamiko Ueno “the Fundamental of Constitution Law”

Shuichiro SATO

I

近年、わが国の憲法状況はめまぐるしい変化を見せている。たとえば、第145回国会(1999年1月～8月)で成立した中央省庁等改革基本法や地方分権一括法などは、行政組織の根本にかかわるものとして国民あるいは住民の日常生活に直接・間接に影響を及ぼすものであろう。

また、日米安全保障条約の再定義にともなって、1997年に日米が合意したいわゆる新ガイドラインを実行に移すための周辺事態法も成立した。日米安全保障条約自体の違憲性が疑われているにもかかわらず、である。

あるいは、かねてから議論の多かった女性の権利をめぐる問題についても、男女雇用機会均等法、労働基準法そして育児・介護休業法が大幅な改正を受け、1999年にいたって男女共同参画社会基本法が制定された。

加えて、通信傍受法、国旗・国家法の制定あるいは憲法調査会の設置など、まさに「時代は大きな転換点を迎えている」(はしがき)のである。著者はこのような状況を「憲法の危機」としてとらえ、であるからこそ「再度、憲法の理念、趣旨を明らかにし、『基本』にたしかえること」(はしがき)が必要であるとする。本書は、著者のかかる問題意識から生まれた。

本書は「憲法の基本」というタイトルからもうかがえるように、いわゆる基本書として読まれることを前提として書かれていることはいうまでもない。しかし、それにとどまらず本書を特徴づけているのは、「人権・平和・男女共生」というサブタイトルに見るような、三つの視点である。とりわけ「男女共生」についての記述は、著者が会長となって1996年から1年半余り活動した八王子市女性問題協議会の提言書(「21世紀の女性行政推進のために」)において、著者が行った提言がベースとなっている。それゆえ、後に見るように理論的な分析はもとより、豊富なデータに基づいたきわめて実践的かつ説得的な論考である。

以下、「人権・平和・男女共生」をキーワードに、本書の基本的な構成に沿ってその内容を

概観してみたい。

II

本書は、「I 日本国憲法の構造と人権保障」、「II 男女共生社会の進展」、「III 男女共生社会と地域行政」という三部構成を取っている。

まず第I部では、「永久平和主義」、「基本的人権の保障」、そして「国民主権」という日本国憲法の基本構造が論じられる。永久平和主義については、憲法9条をめぐる解釈論はもちろんであるが、さらに平和主義をめぐる史的展開および国際的な動向についても論じられている点がまず目を惹く。平和主義の展開を歴史的に検証することにより、とかく日本国憲法の特色としてのみ語られることの多い平和主義の考え方が、決して「特異」なものではなく、むしろ「人類普遍の原理」に立脚したものであることが浮き彫りにされる。そのうえで日本国憲法の定める平和主義が先進的なものであることが強調される。また、国際的な動向に関する論述については、特に国連の活動の現状および問題点が簡潔にしかもわかりやすく整理されており、読者の平和主義に対する意識に訴えるところは大きいであろう。

さらには、近年注目を浴びる「人間の安全保障」に言及することで、平和を「戦争がないことを意味するのではなく、社会における不安定要因の除去」という形でとらえることの重要性が強調され、また地道な平和の確立の必要性が述べられる。とはいえ、「はしがき」で著者が述べるように、憲法9条あるいは平和主義を取り巻く現実、国内的にも国際的にも危機的な状況である。しかし、かかる状況にあるからこそ9条の存在があらためて認識されるべきであり、この点について著者は9条の国際化の必要性を説いていることが重要である。

また、男女共生という視点からも平和主義が論じられていることは、本書の大きな特色の一つである。国連の主導による男女平等確立への動向が示されるとともに、男女平等と平和は不可分のものであることが述べられる。また、戦争が女性にもたらす残酷な被害を防ぐためにも平和が大前提になることは、改めて強調されてよいはずである。

続く人権保障に関する部分では、基本書としての論述に加えて、平和的生存権や環境権、生命倫理やインフォームド・コンセント、さらにはネットワーク社会におけるプライバシー保護の問題といった新しい人権についての論述が特徴的である。

女性の人権について述べられた部分では、女性の権利獲得の歴史に触れたうえで、女性の人権として特に守られるべきものとしての性的自己決定権を問題とする。その詳細は第II部および第III部で論じられるところではあるが、ジェンダーや男女平等に関する議論が盛んな昨今、基本的人権としての女性の人権を考えるうえでの重要な指摘であるといえよう。とりわけ、女性にとっての人身の自由は「女性としての身体の自由」をも意味するものであり、憲法13条と相まって性的自己決定権の根拠であるとの指摘は、ともすれば感情的になってしまいがちな女性への暴力やセクハラの問題解決に、確固たる理論的基盤を提供するものといえ

る。女性にとって「誰にも縛られない自由で自立した心と身体」は、ジェンダーにかかわらず人間として当然に尊重されねばならない基本的人権なのである。

続いて、「国民主権と法治主義」と題して日本国憲法の予定する統治機構が論じられる。ここで「法治主義」が強調されているのは、「憲法や法による社会の形成という点では、(わが国は)西欧と大きな開きがあり、法による社会という重みが日本においてはいきわたっていない」(はしがき)との著者の問題意識によるものである。

この点、国政に関しては「いかに国民の意思を反映する法律が制定され、政策がとられているか、また多数決主義の中で少数者の権利の保護や多様なニーズに対応する政策などが考えられているか」を問うことの重要性が指摘され、これらを検証する手段として、憲法訴訟や行政訴訟などの裁判、情報公開や政治参加の確保を問題とすべきだとする。ところがこれらの手段は、制度的には整えられてはいるものの、制度そのものに存在する欠陥や不十分な運用という点で、必ずしも期待される機能が果たされているとはいえないものが多い。前に引用した著者の問題意識は、おそらくは多数の憲法研究者の共通認識であろう。とするならば、ここで改めて「基本に立ちかえる」という著者のスタンスは重要性を増してくるものと思われる。

また、地方行政については地方分権一括法制定と、これに対応する形で行われた地方自治法の改正を通じて国と地方自治体の関係を問題とする。そして地方の自治権の拡大は必然的に地域格差を認めることに連なるとしたうえで、この問題への処方箋としての「情報公開」と「住民の異議申立を受け入れる苦情処理機関の設置」が重要な課題であることが指摘される。「地方の時代」という言葉が聞かれて久しいが、これらは、「民主的な過程とさらに権利の実現の具体化の双方」を意味する「今日の法治主義」における地方自治の、大きな課題といえよう。

III

第Ⅱ部の「男女共生社会の進展」は、「男女共生の基本的視座」および「男女共生をめぐる国際的・国内的動向」という二つの柱からなっている。

第一の点については、「女性の活躍がめざましい」といわれ、「男女平等が進んだ」ともいわれる近年ではあるが、そもそも「社会は変わったのか」との問題提起から説き起こしている点が重要である。そしていくつかの統計資料を基に、どうやら答は否定的なものとならざるをえないことが明らかにされる。とするならば、その理由と、また将来的にはこのような状態に変化がおとずれることにならないのかを明らかにする必要性が指摘される。

ところで「平等」は、いわゆる包括的基本権として基本的人権の中核にあるものだが、著者はこの「平等」と「自由」の関係につき、後者のみが重視されて前者はむしろ蔑ろにされていたのではないかとの問題を提起する。この点、女性の人権に関しては、女性であるとい

う一事をもって「自由」さえ蔑ろにされてきたことは歴史が証明している。ここにおいて、「自由を保障するために平等な状況を創る」ことの必要性を説く著者の見解は、あらためて傾聴に値するものと思われる。ましてや「共生」ということがいわれるようになった現代では(ここで「共生」とは「男女共生」のみを意味するものではないことは、著者も指摘している)、「平等」はますます重要なものとして認識されねばなるまい。

かかる認識に立ったうえで、本書では「平等」に関する基本的な事柄を確認し、続けて「男女共生」を実現するためのさまざまな取り組みが示される。それはすなわち女性差別撤廃条約の意義を明らかにするものであり、また同条約の署名、批准にともなう国内法の整備の状況を概観するものである。さらには総理府が行った「男女平等に関する世論調査」(1992年)の結果を引きながら、男女平等のために具体的に重要な課題として「女性自身の努力」と「固定的な社会通念・慣習の改革」を挙げる。そしてこれらの課題を克服するためにも、男女を問わずすべての個人が「自由で自立した人間」であることが要求されるとし、こうした人間が自己の意思に基づいた選択、決定を行うことこそが「人権保障や民主主義の基本」であることが明らかにされる。「自由と自立」は本書においてしばしば語られる言葉である。この「自由と自立」は、男性にとっては所与のものであったかもしれないが、女性にとっては未だにこれを確保するための努力が続いている課題である。そのためにも著者が指摘するように女性のエンパワーメントが必要となるであろう。

第二の点については、まず国際的な動向として国連の主導によるさまざまな取り組みがその内容とともに紹介される。具体的には、1975年の「国連婦人年」、1976年からの「国連婦人の10年」、そして1975年、80年、85年、95年と4回開催された世界女性会議に言及するものである。とりわけ、95年の北京会議において採択された北京宣言および行動綱領については、①人権としての女性の権利の承認、②リプロダクティブ・ヘルス/ライツ、③女性の経済的自立の重要性、④平和と女性の連関、という特色を示し、その内容が詳細に、かつわかりやすく論じられている。

国内的な動向については、1977年に国連の世界行動計画をうけて策定された「国内行動計画」以後のわが国の女性問題への取り組みが示される。これらわが国における取り組みを概観してまず感じることは、国連という「外圧」に対処する形でしか具体的な行動がとれないことへの面はゆさであるが、この点、著者もやはり「日本における男女平等がいかに国際的動向を受けて、確立されてきたか」(はしがき)と述べている。ところで、わが国でも1996年にはいわゆる「男女共同参画2000年プラン」が策定され、99年には男女共同参画社会基本法が成立した。同基本法については、「基本法」であるがゆえの抽象性や、そもそも「共同参画」であって「平等」という文言を用いていないことなど、いくつかの問題点も指摘されているが、基本的にはこの法律によって「他の法律や政策についても横断的に男女平等という視点からチェックすることができれば、意義は大きい」と、著者はその意義を評価する。ここでもやはり今後の動向を見極める必要性があるだろう。

なお、第Ⅱ部の締め括りとして著者は日本の女性問題の現状に触れている。ここでは「男女共同参画白書」をはじめ、さまざまなデータを基に日本社会の問題点が指摘されているが、特に問題とされるべきものとして、いわゆる高齢・少子社会が挙げられる。高齢社会において高齢女性の多さのみならず介護担当者に女性が多いことなどを問題とし、また少子傾向に関し、女性やカップルの意識やライフスタイルの変化とともに働く女性を十分にサポートする制度が整っていないことを指摘している。高齢・少子社会の問題を克服するためには経済的な負担がともなうのは当然であるが、女性が現在以上に報酬を得て働くことでこれをまかなうことも考えられる選択肢である。これについて筆者は、「重要な点は、高齢・少子社会が来るから、男女平等を、すなわち女性も負担をではなく、互いの人格の尊重の基礎の上に平等があり、個人の尊重から当然の要求」であるとするが、「共生社会」の確立を目指す著者ならではの問題提起といえよう。

さらに著者は、日本における最大の課題として「社会的責任・家族的責任を男女双方が果たせるような社会の構築」を挙げる。男性は長時間労働のために家庭的責任を果たすことができない一方で、女性は妊娠・出産を理由として社会への貢献度を軽視されてきた。ここで問われるべきは、真に人間的な生活をめざすうえでこれまでのような労働形態が妥当か否かであり、またヨーロッパなどでは女性が多く登用されているという事実をどう捉えるかということである。これについて著者は「日本の社会は何をしているのか」との厳しい見方を示している。

Ⅳ

第Ⅲ部は、「男女共生社会と地域行政」につき、はじめに「地域における共生」において女性行政の基本的な視座を設定した後、各論的に「教育と男女共生」、「労働と男女共生」、「性と男女共生」、「政治と男女共生」について検討が加えられ、最後にいわば総括として「平等推進体制のあり方」が論じられるものである。

第1章「地域における共生」では、女性問題について第Ⅱ部で論じられた国際的、国内的動向をうけて、「地域住民の実態、現状を知り、あるべき方向へと導く」ことが地域における女性行政の役割であるとしたうえで、行政が率先して男女平等の推進に取り組むべきであるとする。また、女性問題についてここでは「古典的な問題」と「現代的な問題」の二つのカテゴリーが示され、前者は「社会的弱者としての女性の問題であり、女性の貧困や暴力などの問題の解決」が、後者は「労働現場で正当な評価を受けることのない女性などの問題の解決」が当てはまるとする。そしていずれにも行政の積極的な対応が求められるのである。この点、地域行政という観点からは、すでに論じられた自治の拡大との関係が問題となろう。

ところで、本章で設定された女性行政の基本的視座とは、①男女平等意識の醸成および浸透の重要性、②「男女平等2000年プラン」の実施、③女性の経済的自立の確保の必要性、④

多様な家族関係に対応した社会の創造の必要性, ⑤高齢社会への対応, ⑥リプロダクティブ・ヘルス/ライツへの着目, ⑦妊娠・出産に対する正当な評価と男性が家族的責任を果たせる社会の必要性, ⑧男女平等に関する施策を推進するための体制づくりの必要性, である。そして次章以下で具体的に, 教育, 労働, 性, 政治, 推進体制の強化が論じられる。

第2章「教育と男女共生」は, 個人の社会における活動を規定する重要な要素としての教育に着目し, 子どもの教育の過程においていわゆる性別役割分担意識が形成されてきたことを指摘する。そしてそれゆえに, 教員および親の意識を改革し, 教育の現場での性別役割分担意識の払拭と男女平等意識の形成がなされるべきことが論じられる。さらには, 教育機関における男女平等の必要性や昨今注目を集めることの多いキャンパス・セクハラにも言及するものである。教育について, 教育基本法の改正問題など, 議論が活発化する中, 著者の指摘する点までも射程に入れた議論がなされる必要がある。

第3章「労働と男女共生」は, 女性労働に関する非常に幅広い内容と豊富な資料が目を惹く。すなわち, 女性労働の現状に関する統計的な分析から, 非正規雇用の問題点, 「同一賃金」の意味, 「世帯主」という文言の孕む諸問題, 男女の賃金格差や男女雇用機会均等法の課題, さらには職場におけるセクハラ問題やアフーマティブ・アクションなどである。しかしいづれにも共通な著者の意識は, 端的に示すならば「労働の意義」のとらえかた, という事になるだろうか。つまり, 人間の生存には労働は不可欠であり, これは「人間としての権利で(あり), 義務でもある」がゆえに, 本来ジェンダーを理由とする差違はありえないということ, さらに労働は単なる生存確保の手段にとどまるものではなく, 「社会の中の自分の位置づけ, 自分と社会との関係を理解する」手段でもある, というものである。労働を通じた自己実現までも考慮するならば, 著者の基本的な発想は大いに共感を呼ぶものといえよう。

第4章「性と男女共生」は, 本来私事に属する性に関する問題が, もはや私的領域にのみとどまるものではなくなった現代においてますます重要な課題といえる。いわば古典的な女性に対する暴力や売買春の問題, 未成年者の性や子どもとポルノグラフィーの問題, さらにはドメスティック・バイオレンスやメディアとジェンダーの問題, リプロダクティブ・ヘルス/ライツなど, 枚挙にいとまがないほどである。著者はこれらの問題を論じながら, 第Ⅱ部でも触れたように女性の性的自己決定権を基本に据え, この権利を女性自身が性的関係を選択し, 決定する権利としたうえで「女性が選択しない, 同意しない性的関係」は暴力であって, 女性の人格を踏みにじるものとする。上述したさまざまな性をめぐる問題の解決に必要な, 重要な視点を提供しているものである。

第5章「政治と男女共生」においては, 政治あるいは権力と意思決定の過程における男女平等を実現するためのアフーマティブ・アクションの重要性から説き起こす。諸外国との比較においても, わが国の政治あるいは意思決定過程における女性の地位が質量ともに低いことから, アフーマティブ・アクションが必要になってくるのである。しかし著者は, このような状況を現象として描き出すのみならず, その分析を通じて女性の進出を高めるため

の方策を探ることこそが重要であると指摘する。

最終章の「平等推進体制のあり方」は、第Ⅲ部の総括ともいえる。そもそも「男女平等を推進する体制自体において男女平等が確立しているかどうか」が重要であり、「推進体制が具体的にどのような役割を担うか」が問われなければならないとする。そこで、女性公務員の採用状況および労働の実態が検証され、とりわけ高級官僚と呼ばれる国家公務員に女性が多数登用されることの有効性が示される。また、男女共同参画社会基本法と地方自治体について論じた部分では、同法を概観した後、男女平等推進については国家はもとより地方公共団体が担うべき役割が大きく、また重要であることが指摘される。その他、本章では保育所をめぐる問題や介護保険法についても言及したうえで、「地域の活性化」とは「地域に住むそれぞれの個人が個性を生かしのびのびと生き生きと生きることが出来る社会の形成」を指すものであり、「男女共生の社会を目指すものである」と締め括っている。本文においても述べられたことではあるが、男女共生社会の実現のために、地域に期待される役割はますます大きくなるものと思われる。

V

本書は、おそらくは大学において憲法を学ぶ学生が中心的な読者となろうが、日本国憲法を学習するうえでの恰好のテキストであることはもちろんのこと、法女性学を学ぶ際にもぜひ読まれるべきである（憲法の条文のみならず、国連憲章や北京宣言および行動綱領、その他豊富な資料が本文中に引用されている点は、特に初学者にとっては大きなメリットであろう）。繰り返しの煩をいとわずにいうならば、憲法の危機とさえいえる状況の中で、「基本にたかえって」憲法政治を見つめることの重要性は強調してもしすぎることはなく、「平等」という基本的人権の中核を理解するためにも、本書は良い素材を提供してくれるはずである。

また、本書における「人権・平和・男女共生」の三つのキーワードが互いに有機的な関連を有していることは、本書を一読すれば明らかであり、この点において著者の目指した「男女共生と憲法学との有機的結合」（はしがき）の試みは、著者が辛くも骨格だけは示せたと考える以上の成功を取めていると思われる。

著者はこのような表現を好まないかもしれないが、「女性の視点」から書かれた本書が一人でも多くの読者の目に触れ、一人一人が基本にたかえったうえで本書の提起する問題の解決にあたることが望まれる。

（本学非常勤講師）